

処分基準（公表用）

様式第4号

所管部（局）・課 水産課

法令名	佐賀県漁港管理条例			法令番号	昭和48年条例第16号		
手続名	陸揚等に対する指示			根拠条項	第7条第2項		
処分基準	当該施設の利用が輻輳するなど、施設の効率的な利用を図るうえで必要な場合に利用の場所、時間その他の事項につき指示する。						
	対応区分	1 聴聞の実施 ② 弁明の機会の付与	処理機関	農林事務所	交付機関	農林事務所	目次 No.